

されている。またこれらの区分と関連して研究者および臨床医は、70から75及び79までのIQ値の範囲にある境界域の集団についても言及している。

同様に知的障害の診断においては、知能測定と並んで、たとえば日常生活や対処能力、対人関係や意思伝達能力の程度等を調査するために、適応行動能力が測定される。これらの測定は、対象者への直接的な実施も信頼性を有するものであることが研究によって見出されているが、両親や介護提供者等といった当該対象者をよく知る第三者によって実施されるのが一般的である。

### 3. 知的障害と犯罪

犯罪や非行の素質的要因として知的障害の役割が注目されるようになったのは20世紀初頭にまで遡る。アメリカの心理学者であり精神測定派の始祖としてみなされているゴダード(H.H. Goddard)は「犯罪と非行との最大の単一原因是、劣等な精神力であり、その大半は知的障害に含まれる」ことを示唆しているが、現在では知的障害者に対するサービスの提供や犯罪行動に関する原因学に対する我々の理解の進歩に伴い、このような過度に単純化された理論は捨て去られている。

一般的に、この知的障害と犯罪の関係性を巡る研究は、知的障害サービスに認知されている集団間に対する犯罪行動調査と、犯罪者人口間における知的障害有病率調査という2つの手法を用いてアプローチされている。

前者の調査手法においては、例えば、オリバー(Oliver, C.)らによって、知的障害サービスと接触していた者のうち、4%から14%の者が、時折において問題行動(challenging behaviour)を起こしていたことが報告されており、クロッカーカー(Crocker, A.G.)らによても、調査に先立つ12ヶ月において標本の52%が攻撃的行動を見せたことが報告されている。また同様に、マクブライアン(McBrien, J.)は大都市部において知的障害サービスに認知されているすべての個々人を調査した研究において、そのうちの10%の者が被疑者として刑事司法システムと何らかの接触を有していたことを見出している。

後者の犯罪者人口間における知的障害有病率を調査した研究に関する近年のレビューは、1%未満から45%までの範囲で大きなばらつきを示している。例えば、デンコウスキー(Denkowski, G.C. & Denkowski, K. M.)らは、集団知能検査によって測定されたアメリカの刑務所における知的障害有病率に関する多くの研究について再検討し、推計の範囲は1.5%から19.1%であり、平均すると6.2%であったことを報告している。また同様に、ヘイズら(Hayes, S. & McIlwain, D.)は、オーストラリアのニューサウスウェールズ州において、被収容者の2%がIQ70未満であったことを報告し、マーフィー(Murphy, G.H., Harnett, H. & Holland, A.J.)らは、英国において行われた研究において、知的障害を有する被収容者数は2%未満であったことを示唆している。

このように多くの研究が様々な国々において行われている一方で、これらの研究に対する精密な調査は、犯罪と知的障害の関係性を正確に同定することを困難にさせる非常に多くの方法論的な問題点や相違を明らかにしている。すなわち、前者の調査手法においては、知的障害者に対するサービス提供者は、彼らの行動を「犯罪」行動というよりはむしろ「問題」行動とラベル付けし、窃盗等といった犯罪や生じた損害を警察に報告しないことがあり得、その結果として、知的障害を伴う人々による違法または反社会的な行動は、調査結果が示す以上に頻繁に

発生しているかもしれないことが挙げられる。また後者においては、調査・診断における知的障害の定義の相違や基準の相違、知的障害を伴う犯罪者に対する各国特有の政策等の相違等が研究間の比較を行うことを困難にさせている要因と考えられる。加えて、知的障害の割合の程度は、刑事司法システムを通じて一定ではなく、知的障害を伴う個々人は、様々な段階でダイバートされ、システムの段階（例えば、逮捕時、裁判所、プロベーション及び刑務所）が進むにつれて減少していくと考えられている。

#### 4. 知的障害を伴う犯罪者の管理

1983年精神保健法 (*Mental Health Act 1983*) は、英国における知的障害を含む精神障害に罹患する患者の強制入院 (compulsory admission) や治療に関する一連の法的枠組みを現在提供している。当該法令は刑事訴訟手続きの適用に服している「精神障害」者は何人でも精神医学的査定 (psychiatric assessment) や治療及びケアを受ける権利を有しており、病院でのみ提供され得る治療を必要としている被収容者に対しては、適切なサービスを提供すべきであることを確証している。

一方、刑務所サービス局 (HM Prison Service) は、知的障害を有す者、またはその境界域にある者で治療サービスへの移行が認められていない者たちを含む、障害を有す在監者の管理についての刑務所政策である、「障害者戦略」 (*Disability Strategy*) を明らかにしている。当該戦略は、「2001年特別な教育的ニーズ及び障害法」 (*Special Educational Needs and Disability Act 2001*) の制定に伴い、教育を保証するよう拡張された「1995年障害者差別禁止法」 (*Disability Discrimination Act 1995*、以下単に DDA と略称する) に対応する形で開発され、刑務所には、障害を有する被収容者が機会の平等を有し、広範囲のサービスにアクセスすることを保障し、教育的・保健的ニーズを含む個々人の独自の必要性に対して敏感に対応することが期待されている。

## II. 方法論

本調査における標本は、18歳から21歳までの若年成人男性を収容する「フェルハムB」の主要棟から無作為に抽出された185人で構成され、抽出された対象者には、知能測定、適応行動測定、教育及び犯罪経歴を調査する査定の計4つの調査が実施された。この研究に関する実地調査は2005年12月から2006年1月に実施されている。

### 1. 標本の選択及び補充

合計10の各主要棟から標本を抽出するために、無作為層化抽出技法 (stratified random sampling technique) が用いられた。この際、入院、解毒及び隔離病棟は、安全性や在監者の健康面等を考慮して除外されている。

各棟に対する居房ドア番号に関する無作為リストが作成され、また選択された居房の在監者が調査への参加を拒否した場合や、面接時点において参加不可能となった場合に備えた「予備リスト」 (reserve list) として、追加的な無作為番号 (random number) も同様に作成された。全ての在監者は独居房から抽出されている。

在監者に対する第一のアプローチとして、刑務所の健康センター職員が、研究について概説

し、同意した場合、彼らを翌週のインタビュースロット (interview slot) へと予約するという作業が行われた。職員による最初のアプローチの時点で、20人の在監者がわざわざ参加したくは無いという理由で、調査への参加を拒否した。同様に、参加に同意した者のうち、17人は他の刑務所へ移送されたか、あるいは裁判所に行き面接に戻ってこず、さらには9人の在監者が予約した当日に参加を拒否している。このような際、予備リストから在監者が代替的に選択されている。結果として総計221人の面接が行われたが、無作為リストから選択されなかった4人と、後に説明する各種診断ツールの実施に関して何らかの問題があった32人を合わせた、計36人の面接は後に研究分析から除外されている。

## 2. 診断ツール

標本選択の結果、抽出された対象者に対して、4つの診断ツールが以下の順序で実施された。

- ・ 研究アンケート
- ・ ヘイズ能力診断指標 (The Hayes Ability Screening Index : 以下、単に HASI と略称する)
- ・ カウフマン簡易知能検査第2版 (The Kaufman Brief Intelligence Test - 2 : 以下単に K-BIT2 と略称する)
- ・ ヴァインランド適応行動尺度第2版 (The Vineland Adaptive Behaviour Scales - 2 : 以下、単に VABS2 と略称する)

各ツールに関する概要は以下の通りである。

### ・ 研究アンケート

社会・人口統計学的特徴、犯罪歴、自己報告による保健的ニーズ、及び地域社会またはフェルハム YOI における保健その他サービスとの接触の程度・種別 (nature) に関する情報を取り集めたアンケート。アンケートの実施には15分から30分程度の時間を要し、対象者が心理測定診断テストを行う前に気分を落ち着かせる機会を調査者に提供するものである。

### ・ HASI

HASI は知的障害を有しているかも知れず、それゆえ更なる診断が必要であるとされる 13 歳から成人期後期 (late adulthood) までの年齢の人々に対して使用することを企図された短期診断ツールである。当該ツールは心理学的素養を有すか否かを問わず、刑事司法関係者によって実施されるよう企図された非専門的なツールである。実施にはおよそ 10 分程度の時間を要し、専門家によるサービス支援から利益を得ているであろう境界域の知的障害を有す者を取り込むために、意図的に過度に包括的となっている。

### ・ K-BIT2

K-BIT2 は IQ 複合値 (composite score) を提供する言語・非言語的知性に関する迅速な測定手段であり、実施には15分から30分の時間を要する。当該ツールは心理学者や、それに準ずる専門家による実施が企図されており、4歳から90歳までの年齢の対象者に適している。K-BIT2 は知的障害に関する臨床診断において一般的に用いられるウェクスラー成人知能検査第3版 (Wechsler Adult Intelligence Scale Third edition : WAIS-III) やウェクスラー短縮知能検査 (Wechsler Abbreviated Scale of Intelligence : WASI) と大きな相関関係にあり、一

一般的に知的障害の臨床診断に使用されるものである。しかしながら、複合値を IQ に関する単独の測定手段として使用する際には注意が払われなければならない。それゆえ、この調査研究の目的として IQ 複合値を知的障害の有無を同定するために一部使用する一方で、このツールの限界を認めなければならず、何らの臨床的な判断をここで下すことは目的としていない。

#### ・ VABS2

当該ツールは出生から 90 歳までの年齢の人々への使用に適した、適応行動に関する個別的に実施される測定手段である。適応行動は、日常生活において用いられる個人的・社会的技能と関連付けられる。当該ツールの焦点は、個人が身体的に行い得る行動というよりもむしろ表出される行動にある。データは対象者個人を良く知る家族や介護提供者等といった個人や第三者との半構造化面接形式 (semi structured interview format) を通じて収集される。当該ツールの実施には 20 分から 30 分の時間を要すが、VABS2 の得点に関連する情報は面接のプロセスを通して行われる何気ない会話においても収集される。

### 3. 面接プロセス及び手続的障害

面接は対象者のプライバシーと利便性のために選ばれた 2 つの部屋のうちの 1 つで実施され、面接が実施されている間、安全を目的として刑務所職員が隣接する部屋に待機する。

面接官には、筆記用具やストップ・ウォッチ等を含む実地調査道具一式や、面接手順を概説した研究プロトコルが提供された。面接を受ける対象者は歓迎され、入室後に飲み物とチョコレートバーが提供され、面接官はその後、対象者とともに情報シートに目を通し、書面でのインフォームド・コンセントを得る。面接は必要があれば診断の間に短時間の休憩を入れながら上記で説明した順番に進められた。

調査研究を進めるにあたっては、以下に挙げるような幾つかの手続的な障害が存在した。すなわち、

- ・倫理的な承認が、NHS 倫理委員会 (NHS Ethics Committee) 、ロンドン・キングスカレッジ調査倫理委員会 (King's College London Research Ethics Committee) 及び刑務所倫理委員会 (Prison Ethics Committee) といった 3 つの委員会から要求され、交渉には 7 ヶ月を超える日数を要した。
- ・すべての面接官に対する犯罪統計局 (Criminal Records Bureau) のチェックが必要とされ、1 人の面接官が、彼の詳細を調査するために費やされた長期の時間のために、実地調査に参加することが不可能であった。
- ・対象者の募集及び面接室への同行に関与した刑務所職員への支払いが要求され、ハウズロー PCT による交渉が必要とされた。

本プロジェクトにおける利害関係者の献身の結果、これらの障害は克服されたが、類似の研究を計画する者は、これらの困難性を過小評価すべきではない。

## III. 調査結果

上述したように、知的障害の判定は認知機能及び適応行動双方における機能障害の診断に依拠する。

認知機能における障害は、標準化された知能検査において平均値よりも 2 標準偏差以上低い値（すなわち、K-BIT2 のように平均値が 100 である検査において IQ 複合値が 70 未満）として測定される。従って我々は、刑事司法システムにおいて境界域の知的障害を伴う個人が特に過度に存在するかもしれないことを調査文献は示唆することを考慮するが、ここでは IQ69 の打ち切りを用い、分析についても同様に 70 から 79 の間に分類される IQ 値についても考慮することとする。

IQ 値との関連において指摘すべき第 2 のポイントは、測定結果の相違を生じさせる測定の標準誤差 (standard error of measurement) の可能性を考慮に入れることである。このことは英國心理学学会 (British Psychological Society) においても是認されており、例えば、K-BIT2において 69 の IQ 値を有す個人は臨床場面においては、90%の信頼区間において 63 から 78 まで IQ 値の幅を有している者として報告される。のことから、我々の境界域の範囲に関する上限である 79 の IQ 複合値は、73 から 87 までの間の真値 (true value) を反映しているかも知れない。これらの幅の利用は、絶対的な打ち切り値が分析のために要求されることから、研究領域においては実務的ではない。

適応行動における機能障害を確証することはさらに困難であり、知的障害の定義は要求される障害の程度を規定していない。それゆえ、確固として確立された打ち切り値は存在しない。臨床心理学者との議論は、VABS2での80未満の複合値が臨床場面においては十分であると示唆しているが、ここでは、知能測定との一貫性を保証するためにVABS2における69未満の打ち切り値を用いることとし、臨床場面において機能障害と十分診断しうるであろう70から79の境界域に分類される者についても考慮することとする。

## 1. 標本全体の人口統計学的特徴

標本 185 人のうち、3 分の 2 (68%) が混血人種 (mixed race) を含む黒人及び少数民族 (Black Minority Ethnics : BME) 集団出身であった。現在の収容状況に関しては、標本のおよそ 4 分の 3 (73%) が未決拘禁者 (remanded prisoner) であり、さらに標本の半数近く (49%) は以前に服役していた経験を有している。同様に、標本の 4 分の 3 (70%) が以前に有罪宣告を受けており、3 分の 2 の者 (63%) は過去において社会内制裁 (community sentence) を受けている。加えて 40% が過去に拘禁刑に服していたことが明らかとされている。

## 2. 知能測定及び適応行動測定

対象者 185 人に対して行われた K-BIT2 から得られた IQ 複合値は、53 から 119 の範囲であった (平均 83)。対象者の 8% (14 人) のみが IQ 複合値 100 以上であり、K-BIT2 における認知能力は標本全体を通して平均以下であったことが例証されている。対象者の 11% (21 人) が認知機能の著しい障害を示唆する IQ 複合値 69 以下であった。さらに 12% (22 人) が 70 から 74 の範囲の複合値であり、16% (29 人) が 75 から 79 の複合値であった。この K-BIT2 の結果から、対象者の 39% が軽度または境界域の知的障害の範囲に分類されることが導き出される。

これらの IQ 複合値の信頼性及び妥当性を査定することにおいて、対象者の個別の測定値、特に言語的・非言語的測定における能力の相違について注目することが重要である。この 2 つの測定値に有意差 (17 ポイント以上の差) が存在する場合、複合値は信頼性のあるものではな

いとみなされ、測定値はおそらく英語の理解力の欠如といった何らかのその他の障害を示唆している可能性がある。

この言語 IQ と非言語 IQ との間の顕著な相違は犯罪者にとっては異常なことではなく、「この相違から生じるフラストレーションが学校での行動や同輩との付き合いにおける障害となり、犯罪行動へと導く要因となりうるのである」ということが示唆されている。ヘイズは K-BIT2 における言語 IQ と非言語 IQ 値間の平均差 (mean difference) が大きいのは成人よりも少年 (18 歳未満) であり、少年は言語 IQ よりも非言語 IQ の方が良い成績を収めていると報告している。このことは、非言語 IQ が言語 IQ よりも高い平均複合値であった我々のデータにおいても反映されている。

それにもかかわらず、結果として、合計 43 のケースが 2 つの測定間における顕著な相違を理由に分析から除外され、142 人の標本が信頼性及び妥当性を有するものとしてみなされている (IQ 複合値にして平均 83 であり、53 から 115 の範囲である)。

この妥当性を有する標本において、7% (10 人) のみが IQ 複合値 100 を超え、10% (14 人) が認知機能における著しい低下を意味する IQ 複合値 69 以下であった。加えて、13% (19 人) が 70 から 74 の IQ 複合値の範囲内であり、16% (22 人) が 75 から 79 の範囲内であった。このことから結果として、39% が軽度知的障害または境界域の IQ を有していると考え得られる。

適応行動測定においては、6 つの事例がデータの不十分性から計算不能であり、分析から除外された。結果、残りの 179 の標本に対する VABS2 から得られた複合値は、71 から 132 の範囲であった (平均 89)。このことから、この測定においては平均値よりも 2 標準偏差以上低い値である、69 以下であった者は皆無であったことが見出されている。我々が上記において議論してきたように、臨床場面において機能障害と十分診断しうるであろう 70 から 79 の境界域に分類される者は対象者 179 人中、30 人 (全体の 17%) であった。

この集団における平均複合値が標準値である 100 よりも 11 ポイント下回っていた一方で、一般的に対象者は IQ 測定よりもこの測定に関してうまく対処したといえる。我々の調査結果は、2003 年にヘイズらによって実施された成人に対する測定結果 (平均 76) や 2005 年にヘイズによって実施された少年に対する測定結果 (平均 83.4) よりも、適応行動に関する平均複合値が高いことを示している。この後者の研究は少年と成人との間における適応行動複合値において有意差が存在していることを見出しており (成人の平均は 64.9 であった)、能力的に劣っている者が成人となっても犯罪を行い続けたことを示唆していると推測されるものである。このことから、我々の標本が 18 歳から 21 歳までの年齢であることを考慮すれば、ここで見出された比較的高い適応行動に関する複合平均値は類似の現象を反映していると考えることが可能である。

VABS2 の扱う 3 つの各領域 (コミュニケーション、社会化及び日々の生活技術) について計算された平均標準値を考慮する場合、日々の生活技術が機能において最も低く (平均値: 86.5)、以下、コミュニケーション (同 93.2)、社会化 (同 96.2) の順であった。これは、成人及び少年にとってコミュニケーションの領域が最も低く、次いで社会化、日々の生活技術であったことを見出した 2005 年のヘイズの調査結果と異なるものである。日々の生活技術に関する典型的な質問は、料理、掃除及び健康管理について焦点が当てられているが、本調査における対象者の多くは料理や掃除は自分では行わず、また多くの者が家庭内における家事等を両親や兄弟

に頼っていると報告している。現在の彼らの拘禁状況は、洗濯係や掃除係では無い限り、この領域において働く必要性を大きく取り除いている。実際の行動に対する VABS2 の信頼性を考慮すれば、対象者はこの領域において遂行する能力はあるが活発的ではなく、そのことが本調査における低い得点へと導いていると考えることが可能である。報告された彼らの行動についての対象者の環境やモチベーションの更なる検証なしでは、これらのスコアは注意をもって扱われるべきである。

### 3. 知的障害の測定

上記に概説してきたデータの除外を考慮に入れると、総計 137 の標本が妥当性と信頼性を有する知能及び適応行動に関する複合値を得られたと考えられる。K-BIT2 と VABS2 との間には顕著な(しかし軽度な)正の相関(positive correlation)が見受けられる( $r = 0.420, p < 0.01$ )。

K-BIT2 及び VABS2 測定双方において 69 以下のスコアであった対象者は皆無であり、このことは、我々が上記で論じてきたように、IQ 及び適応行動測定双方において平均値よりも 2 標準偏差以上低い対象者は存在しなかったことを意味している。K-BIT2 において 69 以下、VABS2 において境界域(71 から 79) であった対象者は 137 人の標本のうち、7 人(5%) であった。この適応行動に関する境界域の範囲の使用は、知的障害の臨床診断上の必要条件をおそらく満たしているであろうと思われ、それゆえ、このレポートの目的において、この集団は知的障害を有していると同定する(我々はこの集団を臨床上の知的障害グループとして論じていく)。さらに 5% (7 人) が、70 から 74 の IQ 複合値、2% (3 人) が 75 から 79 の IQ 複合値であり、双方ともに適応行動値 79 未満であった。これら 2 つの集団は、専門家によるサービス支援から利益を享受しているかもしれない境界域グループの上限・下限を代表している。

当該研究は標本が小規模なことから、標本誤差の可能性が考慮されなければならない。我々の測定において、軽度または境界域の知的障害の兆候を伴っている者は、標本の 12% (17 人) であるとする推計が示唆されているが、真値は 6.4% から 17.6% の範囲内 ( $12\% \pm 5\%$ ) に存すると考えられる。臨床上の知的障害を伴う割合に関する我々の点推定(point estimate) は 5% であり、真値は 1.3 から 8.7% の範囲内 ( $5\% \pm 3.7\%$ ) に存在すると考えられる。このことは、真値がこの範囲の下限に存する場合、地域社会において見出される有病率と同程度のレベルであることを意味し、真値が上限に存する場合、英國の地域社会において報告される有病率よりもおよそ 4 倍高いレベルにあることを意味している。

しかし、ヘイズが述べているように、男子少年犯罪者に対する K-BIT と VABS サブテストの間の相関関係は、成人犯罪者に対するものと同等なほど強固なものではなく、この集団には多くの測定を伴う複数のテストを用いた方が賢明であり、それゆえ、調査結果については一定の注意が払わなければならない。

### 4. 軽度及び境界例の知的障害を伴う標本の特徴

上記に述べたような注意を念頭に置きつつもなお、知的障害を伴う集団と伴わない集団間との相違について検討することには利点が存在する。本節においては、人口統計学的特徴、犯罪歴、薬物乱用歴及び保健サービスを含む各種サービスへの接触の程度について、当該集団間の相違を比較していくこととする。なお、ここで言う知的障害を有す集団とは、臨床上及び境界例にある知的障害集団に分類される対象者で構成されている(標本の 12% : 17 人)。

パーセンテージは比較を手助けするために用いられ、有意差が強調される。なお、これらの数値を解釈する際には、LD 集団の標本数が少ないとや大きな標本誤差の余地があることを考慮し、注意が払わなければならない。

#### (I) 人口統計学的特徴

2つの集団において、人種・民族、住居、雇用及び教育等に関する人口統計学的特徴の比較が行われているが、有意差が存在するのは住居に関する項目についてのみであり、知的障害を伴う標本は、拘禁に至る直前において一時的な住居で生活していた割合が高い ( $p<0.05$ )。

知的障害を伴う集団のうち、5人が少なくとも1つの中等教育終了一般資格 (General Certificate of Secondary Education : GCSE) を取得している（そのうち1人のみが診断上の知的障害を伴う者であり、他の4人は境界域の知的障害者）。

#### (II) 犯罪歴

知的障害を伴う集団は知的障害を伴わない集団に比べて、過去において刑事司法システムと接触し、拘禁刑もしくは地域社会内制裁に服していたことを報告する割合が多い（しかし、これは統計上有意な差ではない）。知的障害を伴う者の中2名のみが以前において何らの有罪判決も受けていない。

有罪判決に関する自己報告に基づけば、知的障害を有する集団の多くの割合が、「詐欺」及び「その他」の犯罪を除くすべての犯罪類型において代表されているが、2つの集団間には有意差は存在しない。

知的障害を有する集団の半数（8人）が、逮捕時点において、プロベーション職員または青少年犯罪対策チーム (Youth Offending Team) 職員と接触を有していたことを報告しており、同様に、ソーシャル・ワーカーや職業センター (Job Centre) 職員等とも接触していたことが報告されている。

#### (III) 薬物乱用歴

アルコールの摂取に関して2つの集団間には有意差が存在し、拘禁に先立つ1ヶ月間においてアルコールを摂取した者は知的障害を伴う集団間では相当程度少数であった。この相違は、社会的な繋がりが限定されている、バーやクラブに行く機会が少ない、アルコールを購入する金銭が限られている等を理由に生じていると推測されうるかもしれない。しかしながら、大麻やその他の薬物の使用という観点では2つの集団間には差異が見受けられないことは興味深い点である。

#### (IV) サービスへの接触

双方の集団における大多数の対象者は「家庭医」 (General Practitioner : GP) に登録されており、フェルハム YOI の保健サービスとも何らかの接触を有していたが、集団間には有意差は見受けられない。

標本全体を通して最も一般的であった保健サービスとの接触の形態は、緊急治療室 (Accident and Emergency room) への訪問 ( $n=34$ ) であり、以下、種々雑多な病気に対する家庭医による治療 ( $n=24$ ) 、歯科医による治療 ( $n=14$ ) が続いている。

双方の集団にとって、フェルハム YOI 内におけるサービスとの接触は、B 型肝炎及び／またはおたふく風邪の予防接種や一般健康診断から成る傾向にあった。しかしながら、知的障害を有しない集団は頭痛や一般的な痛み、及び皮膚状態に対する治療のために看護職員や医師を利用する頻度が多いように思われる。一般化することは困難ではあるが、若干の知的障害を有しない対象者は、フェルハムに収容されている間、以下に引用するように、自身の健康管理の必要性に対処することに関して、より戦略的であったと述べている。

「ジェイルに居るという理由のみで医者にラクトロースを要求したよ。外側に居たのなら要求しなかったんだろうけどジェイルの中だからそう思ったんだ。もし人を助ける必要があるなら、自分に気を配る時間をもっと持ちなよ。」

(知的障害を有しない在監者)

「医者に診察して欲しいんだけどまだ誰も来てくれないよ。健康診断をして欲しいんだ。だって今はその時間が十分あるんだからさ。」

(知的障害を有しない在監者)

知的障害を有していない在監者が知的障害を有している在監者よりも先見性を有していると結論付けることはできないが、この領域に関しては更なる調査を行う価値があると思われる。

この調査研究の射程ではないが、面接を受けた在監者が受けているヘルスケアのレベルを巡ってある一定の不満が存在するように思われる。多くの在監者は医師の診断を受けるよう予約を取るためにには相当の時間を要すと述べており、ある者は「ここで診断してもらうためには血液凝固で瀕死の状態でなくてはならない」と不平をもらしている。

## 5. 知的障害を伴う集団において自己報告されたニーズ

健康管理とは直接的には関係性の無いことではあるが、知的障害を有す集団の多くの者が、フェルハム YOI 内での教育や雇用を巡る彼らのニーズに対応してもらいたいと述べている。典型的な教育的ニーズは、以下に引用するように、職業訓練を受けることや基本的な読み書きの技術の支援等に集中している。

「国家職業資格 (National Vocational Qualification : NVQ) を取得したいので、レンガ工職人コース (bricklaying course) を取りたい。読み書きなしの職業訓練的なことをやりたい。」

(臨床上の知的障害集団に分類される在監者)

教育及び雇用は知的障害を伴う対象者がフェルハム YOI から釈放された後に対処したい重要な分野であり、就職先への応募や職業大学コース (vocational college courses) への入学の申し込みの支援等が特に重要な分野であると考えられている。しかしながら、これらのニーズと並んで、以下の引用において示されているように、若干の者にとっては、住居の必要性が問題となっている。

「釈放後には住居に関して支援して欲しい。そうすればきっとうまくやっていける。手助けがなければきっと同じことの繰り返しだよ。釈放され、支援はなく、住む場所もなく、犯罪をおかし、そして結局刑務所に戻ってきてしまうだろうね。」

(臨床上の知的障害集団に分類される在監者)

これらは特に、専門的な知的障害サービス機関や関連する支援ネットワークが支援を行うことができる分野であり、また、この集団に対して利益をもたらすであろう分野である。

## 6. HASI からの結果

第 1 章で述べたように、この調査の第二次的な目的は、HASI の試験的使用と、英国における診断手段としての利用のために、打ち切り値の適合性の査定を可能とするデータの収集にある。しかし残念ながら、本調査において収集されたデータはあまりに小規模であり、これを正式に診断するための受診者動作特性分析曲線分析 (Receiver Operating Characteristic Curve Analysis) (50 の知的障害を有する者の標本、50 の知的障害を有しない者の標本を必要とする) を行うことができない。英国において収集されている類似するデータとともに蓄積されることが望まれる。

## IV. 要約及び政策的示唆

本報告は、フェルハム YOI において実施された、知的障害の有病率調査から収集されたデータを提示するものである。これまで、知的障害を伴う被収容者数の信頼性のある一般推計を確証することは困難であった。当該調査は、フェルハム YOI における 18 歳から 21 歳までの年齢集団における知的障害有病率を確証することを目的とし、刑務所での医療サービスに関する決定を基礎付ける証拠をハウズロー PCT に対して提供するものである。

### 1. 要約

研究から得られた主要な調査結果は以下のとおりである。すなわち、

- ・ カウフマン簡易知能測定第 2 版において、大部分の在監者 (93%) が一般的に認知能力に関して低いレベルを意味する平均 (100) 以下のスコアであった。
- ・ 調査対象者の 10% は、当該知能測定において顕著な認知機能障害を意味する IQ 複合値 69 以下であった。さらに対象者の 13% が、IQ 複合値 70 から 74 の範囲であり、16% の者が IQ 複合値 75 から 79 の範囲であった。以上の結果から、調査対象者の 39% が IQ 複合値 79 以下であったことが示唆される。
- ・ ヴァインランド適応行動尺度第 2 版において、対象者の 84% が一般的に適応行動に関して低いレベルを意味する平均 (100 以下) 以下のスコアであった。この内、17% の対象者は、機能障害が著しいものであることを意味するほどに顕著に低いスコア (79 未満) であった。
- ・ 調査対象者 137 人中の内、7 人 (5%) が知的障害のための診断基準 (すなわち、IQ 複合値 69 以下かつ適応行動値 79 以下) を満たし、知的障害者とみなされ得る。
- ・ これは標本に基づく推計であり、当該推計は標本誤差を伴うものである。それゆえ、真値は、1.3% から 8.7% の間のいずれかの範囲内にあると考えられる。このことは、真値がこの範囲の下限に存する場合、地域社会において見出される有病率と同程度のレベルであることを意味し、真値が上限に存する場合、英國の地域社会において報告される有病率よりもおよそ 4 倍高いレベルにあることを意味している。
- ・ さらに調査対象者の 7% (10 人) は、IQ 値及び適応行動値双方において、境界域の知的障害者とみなされ得るに十分なスコアであった (すなわち、IQ 複合値 70 から 79 の範囲かつ

- 適応行動値 79 以下)。
- ・ 以上の測定結果から、調査対象者の 12% (17 人) が、軽度あるいは境界域の知的障害を伴っていることが推計され得る。当該推計は、標本誤差を伴うものであり、真値は 6.4% から 17.6% の間のいずれかの範囲内に存すると考えられる。
  - ・ ヘイズ能力診断指標の信頼性を確証するために収集されたデータは不十分なものであった。
  - ・ 知的障害を伴う集団の大部分が、詐欺及びその他の犯罪（典型的には凶器所持等を含む）を除く、全ての犯罪類型において、過去に有罪宣告を受けていたことを報告している。刑事司法システムとの接触の程度及び性質に関して、知的障害を伴う集団と伴わない集団との間には有意差はみられなかった。
  - ・ 拘禁に先立つ 1 ヶ月間においてアルコールを摂取した者は知的障害を伴う集団間では相当程度少数であった。その他の薬物の利用に関する報告については、集団間で有意差は見受けられなかった。
  - ・ 保健サービスとの接触歴に関して、2 つの集団間に有意差は見受けられなかったが、知的障害を伴わない集団は、刑務所における保健サービスの利用に関して先見性を有していると自己報告する傾向にあるように思われる。

## 2. ハウンズローPCTに対する政策的示唆

(I) 刑事司法システムにおいて、信頼性を有す知的障害診断システムが開発される必要がある

フェルハム YOI における人口の 1.3% から 8.7% の間の割合が知的障害に関する臨床的診断基準を概括的に満たしていること、さらに 7% ( $\pm 4.4\%$ ) の割合が知的障害の境界域の範囲にあることを考慮すれば、犯罪者の知的障害診断のための信頼性のあるシステムの開発が重要な提言となる。この提言は 2 つの方法、すなわち、HASI のような専門家を要しない診断ツールの広範な利用と、刑事司法機関で従事する者たちの間の知的障害に関する知識の向上という方法からなされ得る。

第1の方法においては、知性及び適応行動の測定を伴う知的障害の完全な診断は、非常に時間や経費がかかるものであり、それらを実施するためには適切に訓練された人員が要求される。 HASI のような測定手段は、刑事司法関係者が最小限度の訓練で迅速かつ正確に実施することを可能とさせる。これは警察職員に逮捕段階において「適切な成人」 (appropriate adult) 規定から利益を受けるかもしれない個々人を同定することを許すものであり、プロベーション職員に裁判段階において判決前報告書の編集することを手助けし、拘禁段階における専門家によるサービスへの委託の必要性の存否を同定するために、刑務所への入所時において利用し得るものである。

知的障害を伴う犯罪者の同定を改善するための第 2 の方法は、警察職員、プロベーション職員及び刑務所職員間の知的障害に関する知識の向上を通して達成されるかもしれない。知的障害は、伝統的に健康問題であり、専門家によるサービスが保健省を通じて提供される。特に軽度及び境界域の知的障害を有する者は、自身の障害を隠すことに長けている。刑事司法関係者に知的障害とその有病率に関する知識を養わせ、この集団を支援するために必要とされる情報を備えさせることによって、いかなる付加的なニーズも同定され、適切に扱われ得ることが期待されている。刑事司法関係者の知的障害に関する認識の向上は、①症状や徵候、及び当該集

団が有する可能性が高い健康上の必要性を含む付加的な必要性等の知的障害に関する理解を向上させる、②この集団は予想される結果に関して完全に理解することなく、要求（及び／または）質問に対して黙認することがあることについて職員間の理解を育む、③地方の知的障害サービスとの接触歴情報等を含む資料を刑事司法職員に提供し、共同作業を通じて、刑事司法機関と知的障害サービス機関との協力関係を促進させる等といった方法によって改善されるようと思われる。

以上のことと並んで、刑事司法システム全体を通して知的障害に関する情報の伝達を促進することが重要であると思われる。現在、システムを通して情報の伝達が奨励されているが、実際には、この極めて重要な情報がしばしば紛失されている。知的障害に関する認識及びこれらの個々人が直面するかもしれない関連する障害に関する認識を向上することによって、刑事司法機関において従事する者が次第にこのような情報を要求し、引き渡されたものを確実とするようになっていくことが望まれる。

## （Ⅱ）知的障害を伴う在監者に対するサービス支援は、個々人の必要性に応じたものである必要がある

知的障害を有する集団によって要求される、専門家による支援の性質は議論の余地がある。本研究においては、軽度及び境界域の知的障害を伴う集団と知的障害を伴わない集団との間に、支援が望まれる領域（教育、雇用及び住居等）には差異は見受けられず、知的障害を伴う者の特別なニーズについては同定されなかった。確かに、境界域の知的障害を伴う集団によって要求される付加的な支援は、彼等の生活において生起する複雑な問題に関して、情報や助言を受けることができる場所や利用しやすい形式において情報を提供することに尽きるのかもしれない。軽度及び境界域の知的障害集団に分類される個々人の必要性に応じた付加的なサービスが提供されるために、彼等に対する更なる診断が要求される。

## おわりに

以上、本稿においては英國において実施された若年成人犯罪者間における知的障害者の実態調査研究について報告してきた。わが国において実施された「刑事施設及び少年院における知的障害者の実態調査」との比較は、その方法論的な相違や政策的な相違を理由に相当程度困難であるように思われるが、今後の当該分野に関する研究に対して一定程度の示唆を与えるものであるように思われる。今後、諸外国における実態調査がさらに集積され当該分野に関する活発な議論がなされることが望まれる。

以上

## 厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）

### 罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究 平成19年度 分担研究報告書

分担研究者 山本 譲司

研究要旨：罪を犯し、又は罪を犯す虞のある障害者の地域社会での自立促進を図る観点から、実態調査を実施し現状における問題点を探るとともに、就労、生活訓練、地域生活支援への移行のあり方、社会復帰に向けた福祉分野の役割と矯正及び更生保護の関係機関等との連携の具体的な取り組み、法的整備に関する課題等を分析する。

協力研究者	赤平 守	すぎなみ障害者生活支援コーディネートセンター 所長
	阿部 美樹雄	知的障害者更生施設 町田福祉園 ゼネラルマネージャー
	岩屋 文夫	社会福祉法人 訪問の家「集」 自立生活アシスタント
	松本 一美	和歌山県福祉事業団事務局 企画事業班主査
	森山 秀実	更生保護法人 東京実華道場 補導主任
	川島 志保	弁護士
	相原 佳子	弁護士

#### A. 研究目的

「虞犯・触法等の障害者を取り巻く司法と福祉の現状」

#### B. 研究方法

昨年に続き、行刑施設への参観を実施（「川越少年刑務所」・「播磨社会復帰促進センター」など）するとともに、罪を犯した知的障害者を受け入れている全国の福祉施設を訪問（社会福祉法人 北摂杉の子会「萩の杜」）し、現状を把握し課題を分析する。

また、触法障害者への先進的福祉政策を取り入れている、オーストラリア・ビクトリア州政府ヒューマンサービス省のスタッフとの意見交換を行い支援プログラムについて研究する。

知的障害のある人たちが被告人となった刑事裁判に積極的に関わり、彼ら彼女らの出所後の受け皿探しを行い、その実践活動の中で見えてきた福祉的・司法的課題を、具体的な事例を挙げ研究する。

##### （1）障害者が被告人となった場合の刑事裁判の実態

- ・ 刑事裁判に関する支援（福祉支援者の立場から）
- ・ オーストラリア・ビクトリア州における触法障害者への支援プログラムについての研究

##### （2）みずき福祉会における事例と課題

- ・ 施設としての支援体制
- ・ 施設内における支援上の課題
- ・ 地域移行に至るまでの課題

(3) 和歌山県福祉事業団の取り組み

- ・ 罪を犯した障害者に対する支援と入所授産施設の活用

(4) 更生保護施設の実践事例

- ・ 東京実華道場における実情
- ・ 更生保護施設の制度上の問題点（職員配置や予算面など）

(5) その他実践事例について

C. 研究結果

(1) 障害者が被告人となった場合の刑事裁判の実態

I. 刑事裁判に関する支援事例～福祉支援者の立場から～

本研究で対象となる罪を犯した障害者は、刑事裁判において有罪判決を受けたものであり、「入り口」とも言える刑事裁判の段階から福祉関係者が関わることは重要なことであるので、裁判の支援事例を報告する。

【対象者の概略】

氏名、年齢、住所： IS 60歳 男性 ○○市△△区在住  
家族状況： 未婚 子供なし 両親死去 兄弟との交流なし  
生活状況、職業： 単身生活、小規模作業所に通所  
障害程度： 知的障害（軽度） 精神保健福祉手帳 2級  
経済状況： 障害基礎年金（2級）生活保護受給 作業所工賃（月約2万円）

【生育歴】

中学校3年時、精神疾患を発症し入院（以後15年間）、この間家族との交流は薄れ、症状が改善して引き取りを拒否されたのが原因と思われる。入院中に知的障害の診断があり判定を受けていた。30歳で退院後は障害者施設（通勤寮）や生活保護法に基づく救護施設や更生施設を利用し地域での生活・就労に移行していった。地域生活への移行と比例し障害福祉との関係は徐々に途絶えるようになってきた。50歳で就労が困難となり精神障害者の作業所を利用する。しかし、その中で不適応があって知的障害としての支援という観点が明確となり、56歳の時から知的障害者としての福祉サービスを利用するようになった。

【経過】

① 本件前の刑事裁判

平成18年に○○簡易裁判所において窃盗（万引き行為）の罪で懲役1年、執行猶予3年の判決を受けた。これについては、度重なる万引き行為（主に食料品など）があり、検察も簡易の精神鑑定を行ったうえで、責任能力があると判断し在宅起訴を行った。

裁判では、福祉関係者が弁護側の情状証人として法廷に立ち、日頃の生活状況や今後の支援についてグループホームへの入居など見守りを厚くするよう取り組む旨を述べた。

被告人となった障害者自身も事実関係を認め、再び行わない旨の反省を述べた。初犯ということから裁判所は執行猶予を付け有罪判決とした。執行猶予を付けることで

再犯を抑止することを期待する一般的な判断をしたものと思われる。

判決以降、通所先作業所スタッフをはじめ福祉関係者が折りに触れ再び万引きを行えば執行猶予が取り消され刑務所に収監されることを繰り返し伝えた。

② 本件

上記判決後しばらくは落ち着いた生活を送っていたと思われたが、平成19年2月下旬に再び万引きで警察に捕まった。その際、福祉関係者が身柄引き受けに出向き本人自宅に連れ帰った。このことで執行猶予が直ちに取り消されるのではないかと思い図ったが、特にその後何もなく時間が過ぎてしまった。

6月上旬にまたも万引きで警察に捕まり、この時も身柄引き受けをして本人は自宅に戻ることが出来た。そのためか刑務所に収監されるとの本人への戒めることの効果が薄れてもきていた。

6月下旬、万引き行為で逮捕。身柄は警察に留置された。更に、検察へ送られ起訴され二度目となる刑事裁判を受けることとなった。

【裁判支援】

① 弁護人の選任について

福祉関係者の中で弁護士の知り合いに対し協力を要請。偶然にも同じ弁護士事務所に所属する別の弁護士が当番弁護士として警察で面会をしていた。そのため国選弁護人として継続して関わることの要請を行い、本人からの依頼もあって、国選弁護人と連携が円滑に運べた。以降、弁護人と福祉関係者で対応を協議した。

② 地域生活の困難さを確認

このように続けて犯行を繰り返す以上、単身での生活は困難であると判断し、現状に変わる生活スタイルとしては入所施設の利用があると考えた。そのため、まずは受け入れ可能な施設を探し、その上で再度の執行猶予判決を出してもらうよう取り組むこととした。

③ 受け入れを検討してくれる施設が見つかる

市内他区にある入所施設に対し状況説明をしたところ、受け入れに対し前向きな回答があった。裁判に向けて本人との面会、上申書の提出を行ってくれた。

④ 本人への支援

警察での勾留が長期化したので、週に2回程度のペースで面会を続け、裁判に向けた準備状況の説明を行うとともに、本人の健康状態の確認を継続した。また、必要に応じて金品の差し入れ等も行った。

⑤ 自宅の整理

勾留により生活保護の受給が停止となり、家賃が払うことが出来ず賃貸アパートの退去を余儀なくされた。そのため結果として帰る自宅がなくなることもあってか施設入所に関する本人の同意は得やすかった。

なお、家財の処分に関してはストックスペースの関係もあって、限られた範囲の物（アルバムや手紙など）とし、本人に確認しながら福祉関係者が自宅の整理を行っていった。

【公判】

① 8月22日

○○簡易裁判所において第1回の公判が開かれた。弁護側の情状証人として日頃関わっている福祉関係者と受け入れの意向を示した入所施設の関係者が証言した。

日頃の状況を知る福祉関係者からは、知的障害の状況を実際の生活場面での評価や单

身生活での孤独さ、犯行動機が分からぬこと（単純な生活困窮ではない）、前回裁判で執行猶予が出された後の対応などを述べた。また、入所施設関係者からは直ちに受け入れられる状況であること、これまでにも反社会的行動をとる知的障害者への支援を行った経験や施設の専門性などが述べられた。

被告人質問が行われ、悪いことをやってしまったことの反省は述べるが、具体的な動機や手口などについては不明朗になった。一方で、入所施設の利用については明確に利用する旨を述べた。

検察からは1年6月の求刑が出され、対し弁護人は再度の入所施設の受け入れ先もあり、再度の執行猶予を主張した。

## ② 9月5日

判決が出され懲役10月の実刑判決となった。

### 【控訴について】

控訴については、事実関係を争っていないことから原判決が変わる可能性が極めて考えにくく、また高裁審理に時間を要し、結果として出所時期が延びること。更に高裁審理に際して勾留場所が遠方になり面会にも限度がある。それらを勘案して本人に対して、控訴をしないような助言を福祉関係者が説明を行った。本人も納得したものと思われた。しかし、控訴期限が過ぎたところで、弁護人より連絡があって、本人が控訴手続きをしていたことが判明した。そのため、本人に面会し控訴を取り下げるよう再度助言した。数日後、面会したところ本人より控訴を取り下されたとのことであった。

### 【その他の支援】

今後、矯正施設に収監された場合に所在を福祉支援者に知らせるための親書の出し方を説明したものを受け入れを行った。

### 【今後の支援上の課題】

#### ① 所在確認

出所後の生活を支える方向性は出ているものの本人との連絡を取る方法は、あくまで本人からの連絡を待つのみであり、どこにいるのか所在が分かば出所後の生活を見据えた支援体制を整え、円滑な受け入れにより隙間のない支援を行えるようにしたい。そのための所在確認が重要になってくる。

#### ② 出所が満期か仮釈放になるのか

頼るべき家族がいないため帰住先を入所施設として仮釈放が出されるかどうかが不透明である。仮釈放の段階であれば本人も生活場所を入所施設として選択し契約も結びやすいと考えられる。

### 【本裁判から見えてきた課題】

#### ① 裁判を受ける力があるかどうか

今回の裁判からも知的障害者受ける能力があるのかどうか確認する必要がある。前回裁判では検察が行った簡易鑑定で責任能力があるとの結果だった。しかし、裁判で使われる用語は難しく、公判で何がはなされていたのか本人自身も理解できていないと思われる。外国語を母国語としている刑事被告人であれば通訳が入る仕組みであり、知的障害者が刑事被告人となる場合においても審理内容等を本人に分かりやすく伝えるための方法が必要である。

#### ② 福祉関係者が刑事裁判に関わる意義

本事例では頼るべき家族もおらず天涯孤独な人でもあり、福祉関係者が関わることで出所後の生活環境を設定し本人にも承諾を得ている。これによって再犯の可能性は相当軽減されたものと思われる。このように再犯を減らすためには、「入り口」ともいべき裁判段階から関わり出所後の安定した生活があるという安心感を本人も抱くものと考える。

### ③ 執行猶予段階での関わり

今回の事例では先に執行猶予の判決が出ており、その段階で入所施設の利用を検討すべきではあった。ただ、そこに至らなかつた理由には、契約に基づく施設利用は本人の同意が得られ難い。根気強く福祉関係者が本人を説得することが求められる。

また、裁判においても執行猶予と併せて保護観察の扱いを加えるなど現制度上も可能な方法を駆使することで、地域生活の安定を支援する体制を強化できるのではないか。

## (2) みずき福祉会における事例と課題

今年度、みずき福祉会で受け入れた起訴された知的障害者と医療少年院から受け入れた事例の報告ならびに相談を受けた事例の報告と活用の可能性のある制度について述べたい。

- ・「通勤寮入寮者が起こした刑事事件について」

(利用していた通勤寮施設長の東京都への報告書より)

### 1. 本人プロフィール

- 性 別：男
- 生年月日：昭和 60 年 7 月 25 日（当時 21 歳・現在 22 歳）
- 障害程度：①愛の手帳 4 度 (IQ=74；平成 13 年)  
②脳性麻痺による下肢機能障害 5 級
- 障害基礎年金：1 級受給
- 実施機関：\*\* 福祉事務所
- 家 族：なし（両親は不明、祖父母は死亡）。里親との関係も今はない。
- 生 育 歴
  - ・ \*\* 市で出生。実母は、病弱な祖父母宅に本児を置き去りにしたため、生後 2 ヶ月で県立 \*\* 乳児院に入所する。
  - ・ 1 歳 6 ヶ月で当時養育家庭であった養父母宅に委託されて育つ。
  - ・ 6 歳時、養父母が米国留学するため、本児を養子縁組し一緒に渡米する（小学校 6 年生まで）。
  - ・ 知的ボーダーで小学校 5 年生から心障学級。家族や友人の金品の盗難や、火のいたずらをする等問題行動がある。
  - ・ 6 年生時に帰国し、\*\* の小学校（特殊学級）に編入する。
  - ・ 平成 11 年 4 月 \*\* 中学校入学。\*\* 児相で判定 (IQ=73)。  
酪農家の知人宅に預けられ生活するが、同居女児の下着やお金の盗み等があり、養父母宅への家庭引き取りとなる。
  - ・ 平成 11 年 10 月 児相センターに一時保護される（養子縁組解消）。
  - ・ 平成 12 年 3 月 \*\* 県 \*\* 学園に入所する。
  - ・ 平成 12 年 7 月 都立 \*\* 学園に入所する。
  - ・ 平成 13 年 3 月 都立 \*\* 福祉園に入所する。
  - ・ 平成 13 年 4 月 都立 \*\* 養護学校中学部 3 年に編入する。
  - ・ 平成 17 年 3 月 都立養護学校高等部を卒業する。

- ・平成 17 年 4 月 F(株)に就職する。
- ・平成 18 年 3 月 東京都 \*\* 通勤寮に入寮する。
- ・平成 18 年 4 月 自転車盗により \*\* 警察署に補導される。
- ・平成 18 年 6 月 退職。
- ・平成 18 年 9 月 (株)J に就職する。  
(パソコンによるデジタル写真の修正)
- ・平成 19 年 5 月 自転車盗により \*\* 警察署に補導される。
- ・平成 19 年 6 月 刑事事件を起こし逮捕される。

## 2. 犯行及び事件発覚日時ならびに状況

### ①犯行日時・状況

平成 19 年 6 月 14 日（木）午後、\*\*駅で電車に乗ってきた女子高生（16 歳）に対して、隣の席に座り襟につけたバッジを示し暴力団員であるかのように装い、「死にたくなければ言うことをきけ」とカッターナイフで脅し（刃は出していない）、一時間にわたり体を触ったり、スカートをめくり携帯電話で写真を撮ったりする。その際、被害者の携帯電話の番号を自分が持っていた携帯電話に入力した。本人は携帯電話を所持しておらず、通勤寮外の友人（女性）に借りたものだった。電話の機能は解約されていたため使用不能だったが、写真を撮ったり入力したりすることはできた。この日は出勤途中に友人の女性と会った後、会社に電話をして休み、その後中央本線で \*\* まで行ったという。この後、何食わぬ顔でいつもと同じ時間（19:00）に帰寮する。職員には、会社を欠勤したことは伝えられていない。

### ②事件発覚日時・状況

平成 19 年 6 月 15 日（金）朝、公衆電話から被害者の携帯電話に「今日また会おう」と留守電を入れた。被害者の母親がこのことを警察に通報し、警察は乗ってくると思われる電車を待ち、電車内で本人を発見し事実を確認した。本人も認めたため \*\* 駅で下車し、\*\* 警察署に同行（逮捕）される。なお、この日は出勤したが早退し、中央本線に乗った。

## 3. 公判（8 月 13 日）までの経過報告

○6 月 15 日（金） 東京都福祉保健局障害者施策推進部都立施設改革担当仁和副参事より、利用者が強制わいせつの疑いで \*\* 警察署に拘留されているので、至急、\*\* 警察署と連絡をとり、状況報告をされたいとの連絡を受ける。その後、海谷都立施設改革担当係長からも同様の連絡を受ける。

\* \* 警察署と連絡をとる。経過を簡単に伝えられ、必要な情報の提供を求められ、お伝えする（建物の構造、間取り等）。

21:00 に \*\* 警察署刑事課・\*\* 氏より電話がある。人を脅し強制わいせつをした罪で逮捕状が出され、逮捕し警察に留置した。今後送検され身柄も送致される可能性がある、という連絡を受ける。

○6 月 16 日（土） \* \* 地方裁判所より、10 日間の拘留が認められた旨連絡を受ける。

○6 月 17 日（日） 毎日新聞朝刊地方版に記事が載る。

<電車内でナイフ、女子高生を触る \* \* 署・21 歳逮捕>

\* \* 署は 15 日、電車内で女子高生を脅しわいせつな行為をしたとして、東京都 \*\* 市会社員、\*\* 容疑者（21）を強制わいせつ容疑で逮捕した。

調べでは、\*\* 容疑者は 14 日午後、JR 中央線 \* \* 発 \* \* 行き上り普通電車内で、向

かい合わせになった4人掛けの座席に1人で座っていた女子高生（16）の隣に座り、カッターナイフを見せるなどして脅し高校生の太ももや胸をさわるなどわいせつな行為をした疑い。当時、同じ車両に乗客は2,3人しかいなかったという。

同日、高校生の家族から被害届を受けた同署員が、似顔絵や目撃情報などを基に捜査し、15日午後、中央線の下り普通電車内で\*\*容疑者を発見した。容疑を認めており、同様の好意を繰り返していた可能性もあるとみて調べている。

- 6月18日（月） \*\*警察署にて、捜査係\*\*巡査部長より犯行状況等伺う。その後、本人と接見。
- 6月19日（火） \*\*警察署に、本人の衣類等を届ける。その後、本人と接見。
- 6月20日（水） \*\*区\*\*総合福祉事務所に報告等行う。
- 6月21日（木） 法人理事の弁護士に今後の対応等相談依頼する。  
出身施設の\*\*福祉園施設長に連絡をとる。  
出身校の\*\*養護学校に事件概要を伝える。
- 6月23日（土） 15:20\*\*警察署刑事課捜査主任巡査部長が来寮する。通勤寮建物全体外観と本人居室部分の外観を写真撮影し、後日、本人の居室内を家宅捜索することになる旨伝えられる。
- 6月26日（火） 17:00\*\*警察署刑事課捜査主任より、本人の居室の家宅捜索を明日の午前に行いたいと電話がある。
- 6月27日（水） 9:15\*\*警察署員が来寮する。本人立会いの上家宅捜索及び証拠品等を押収する。  
法人関係の弁護士に相談する。

#### 【家宅捜索】

- 9:15 \*\*警察署捜査課来寮する。捜査主任ほか5名、及び本人。
- 9:30～10:30 家宅捜索令状に基づき、本人居室内の家宅捜索を行う。  
本人の証言による証拠品の確認と押収が行われ、
  - 1) 本人が6月14日に着ていた着衣
  - 2) アダルトビデオ（19本）
  - 3) アダルトDVD（8～9枚）等が押収された。本人の確認のうえ、それぞれの証拠品と共に写真撮影された。なお、本人は手錠・捕縛されているため、利用者の目に触れないよう裏口の門から外階段で寮に出入りした。

- 7月2日（月） \*\*警察署を訪問し、本人との接見を行う。接見後、捜査主任と話す。起訴は免れないと思われ、警察としては判断能力があるとの見解で、実刑も十分に考えられる。執行猶予がつくかどうかはなんとも言えない。今後の日程としては、20日間の拘留終了後に地検に送られ、裁判は8月になってしまうであろうとのこと。本人も裁判終了まで現在の\*\*警察署に拘留されるようになると話された。
- 7月5日（木） 起訴される。
- 7月6日（金） 本人の職場の課長より連絡が入る。内容は、「本人の件について会社側で検討した結果、障害者雇用であることから解雇はできないので自主退職の形がベターであろうとの結論に達し、昨日人事課の部長が直接\*\*警察署を訪問し、本人と接見し直接退職願を書いてもらった」ということ。

○7月10日(火) 16:00 \*\* 地方検察庁 \*\* 支部より、弁護人が決まったという電話が入り、弁護人の氏名・電話番号を伝えられる。

\* \* 弁護士 (\* \* 法律事務所)

○7月11日(水) 16:20 \*\* 法律事務所 \*\* 弁護士に連絡をとる。\*\* 弁護士もまだ弁護人を引き受けたばかりで、事件の詳細は把握されていないとのこと。本人の裁判に関して相談させていただきたい旨お願いし了解いただく。明日再度連絡し、日程等を調整することになる。

○7月12日(木) 11:45 \*\* 区 \*\* 総合福祉事務所に電話し、本人の弁護人が決まつたこと、弁護人の氏名・連絡先等お伝えする。

17:00 \*\* 弁護士に電話する。裁判所から連絡が入り、裁判は8月13日(月) 10:00 から \*\* 地裁 \*\* 支部にて行われることを伝えられる。

○8月2日(木) \* \* 市内、\* \* 法律事務所において、\* \* 弁護士と話し合いを持つ。  
【内容】

●被害弁償の申し出

- ・ \* \* 弁護士より被害者の親権者（父親）宛に文書（8月2日付）で連絡し、本人から謝罪の意思表示として被害弁償（100万円）を提示する。8月10日まで相手からの連絡を待つことになる。
- ・被害者の住所・氏名・電話番号等一切知らせないで欲しいと言われている。

●裁判について

- ・被害女子高生は、事件後5日間くらい学校に行けなくなってしまったということ。
- ・事件はかなり悪質だが、初犯なので執行猶予がつく可能性もある。しかし初犯とはいえ、18歳のときに同様の事件を起こしていたようで、このときは未成年ということで口頭注意のみで終わっている。
- ・執行猶予がつかなかったとき、収監中の本人のお金の管理をどこがしてくれるのか、刑期が終わったらどこで生活するのかということが大きな問題で、裁判所もそのことを気にするだろう。
- ・起訴事実は本人も認めているので、一回の裁判で結審するだろう。1~2週間くらいで判決が出るので、そのときも傍聴して欲しい。

●毎日新聞の記事について

- ・記事を書いた記者が裁判の傍聴に来ることは十分に考えられる。その後の取り扱いは記者の判断なので、どうするかはわからない。

●通勤寮の管理者責任について

- ・一般の人と同じように行動し、理解力も判断力もある人間がしたことであり、施設側の管理者責任は問われない。
- ・起訴状には知的障害者であるとか、通勤寮が社会福祉施設であるというようなことは述べられていないが、本人の住所は東京都\*\*市東京都\*\*通勤寮と書かれている。
- ・本人には現実感覚が希薄な面を感じる。自分のやったことはいけないことだと言うには言うが、本当にそう感じているのか感じ取れないところがある。

○8月7日(火) 2:00 \*\* 区 \*\* 総合福祉事務所と話し合いを持つ。

○8月8日(水) 13:20 \*\* 弁護士より連絡が入る。被害者（及び家族）に対して申し出ていた100万円の被害弁償に対して、本日午前に、被告人の罪を許す（軽くする）ということでなければ受け取りますという母親か